

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

現行の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要があり、雇用保険法が改正された。このことに伴い、「職員の退職手当に関する条例」が引用する雇用保険法の条文番号に変更が生じたため、本条例の一部改正を行う。

2 改正の概要（条例の新旧対照表は別紙のとおり）

「職員の退職手当に関する条例」第13条において、雇用保険制度の適用がない公務員であっても、退職後失業している場合については失業給付程度のものは保障する必要があるという趣旨から失業者の退職手当について規定している。併せて、失業者の退職手当を受ける者の条件に応じて、雇用保険法における手当を退職手当として支給することも規定している。

この雇用保険法の手当のうち就業促進手当(※)に関して、手当額及び受給資格の根拠を雇用保険法第56条の2の規定の一部から引用していたが、雇用保険法の改正に伴い、「日雇労働被保険者であった者に係る被保険者期間等の特例」に関する従前の規定第56条に加えて第56条の2でも規定することになったことを受け、「就業促進手当」について規定していた第56条の2が第56条の3に改められた。

このことを受けて、「職員の退職手当に関する条例」の雇用保険法第56条の2を引用する規定を改正する必要がある。

※ 就業促進手当

失業給付（基本手当）の受給資格がある者が職業に就いたことを条件に、所定の額を支給するもの

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

職員の退職手当に関する条例（改正部分抜粋）

現 行	改正案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)</p> <p>8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法 <u>第 56 条の 2 第 3 項</u>に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (第 5 号から第 6 号まで省略)</p> <p>(第 9 項及び第 10 項省略)</p> <p>11 第 8 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 8 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法 <u>第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法 <u>第 56 条の 2 第 1 項第 1 号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 (第 1 項から第 7 項まで現行に同じ)</p> <p>8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第 1 号から第 3 号まで現行に同じ)</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法 <u>第 56 条の 3 第 3 項</u>に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (第 5 号から第 6 号まで現行に同じ)</p> <p>(第 9 項及び第 10 項現行に同じ)</p> <p>11 第 8 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 8 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法 <u>第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法 <u>第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5</p>

現 行	改正案
<p>項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 (第 12 項及び第 13 項省略)</p>	<p>項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 (第 12 項及び第 13 項現行に同じ)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>